

伊賀市告示第 25 号

伊賀市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成 20 年伊賀市告示第 135 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設 した者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が 容易に使用し得るもの	113, 520	—
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設 した者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が 容易に使用し得るもの	149, 160	—
人工鼻	人工呼吸器の装 着又は気管切開 が必要な者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が 容易に使用し得るもの	128, 700	—

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。

伊賀市告示第 26 号

伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 17 年伊賀市告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「三重県木造住宅耐震診断講習会」を「木造住宅耐震診断講習」に、「木造住宅耐震診断講習会」を「木造耐震診断資格者講習」に改める。

第 5 条第 2 項中「耐震診断委託料」の次に「(当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供に要する費用を含む。)」を加え、「一棟あたり 31,480 円を上限とし、当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供に要する費用については、一棟あたり 15,720 円」を「1 棟当たり 82,500 円」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

【様式第 1 号】

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 27 号

伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号イ中「後援し、又は」を「後援する木造住宅耐震診断講習又は」に、「木造住宅耐震診断講習を受講した」を「木造耐震診断資格者講習を修了した」に改め、同条第 3 号中「学識経験者」を「構造設計一級建築士又は学識経験者」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書中「18 万円」の次に「（精密診断法による場合は、34 万円）」を加える。

様式第 1 号を次のように改める。

【様式第 1 号】

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 28 号

伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 7 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市消防署所適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 持続可能な消防行政サービスの実現に向けて、伊賀市における消防署所の適正配置を検討するため、伊賀市消防署所適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊賀市における消防署所の適正配置の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、持続可能な消防行政サービス実現に関する事項で市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消防業務又は救急医療体制に関し識見を有する者
- (3) 市が設置する附属機関の委員
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 伊賀市副市長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事務の遂行に当たり、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年3月7日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 29 号

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 7 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成 30 年伊賀市告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、予算の範囲内で補助金を交付すること」を「交付する伊賀市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）」に、「第 26 条」を「第 25 条から第 27 条まで」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条中「を受けることができる者は」を「の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、児童福祉法第 34 条の 8 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う地域組織、社会福祉法人等であって」に改め、「団体」の次に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 公立の放課後児童クラブがない小学校区の児童を対象とする事業を行う団体
- (2) 待機児童対策として事業を行う団体

第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条中「補助の」を「補助金の交付の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条中「に定める補助基準額又は民間放課後児童クラブが事業に要した費用の額」を「の区分の欄に掲げる区分に応じ、補助対象経費ごとに別表の補助基準額（年額）の欄に掲げる額と補助対象経費の実支出額」に、「のうち、いずれ」を「を比較して、いずれ」に改め、同条を第 4 条とする。

第6条中「補助金の交付の申請をしようとする者」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請」に、「規則第4条」を「同項の規定にかかわらず、同項」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条中「第7条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る年度が終了したときは、規則第12条第2項」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、同項」に改め、「の各号」を削り、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第6条とする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「補助団体」を「補助対象者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補助金の終期）

第8条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度末までとする。

第12条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「この補助金の交付に関し」を削り、同条を第9条とする。

別表1 運営費補助金の表中「(送迎を行うためのバス等の車両に係る燃料費に限る。)」を削り、同表に次のように加える。

運営継続支援補助費	1 児童当たり7,000円×利用月数 ※ 令和6年度に限る。
スタートアップ補助費	新設1年目 1 児童当たり7,000円 ×利用月数 新設2年目 1 児童当たり5,000円 ×利用月数

別表1 運営費補助金備考中「この表」の次に「(運営継続支援補助費及びスタートアップ補助費を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の伊賀市放課後児童健全育

成事業補助金交付要綱別表1 運営費補助金の表運営継続支援補助費の項及びスタートアップ補助費の項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和7年度及び令和8年度におけるスタートアップ補助費の特例)

- 2 令和7年度及び令和8年度に限り、別表1 運営費補助金の表に規定する運営継続支援補助費の交付を受けた者は、同表に規定するスタートアップ補助費について、令和7年度は新設1年目と、令和8年度は新設2年目とみなし、同表スタートアップ補助費の規定を適用することができる。

伊賀市告示第 30 号

伊賀市障害者相談員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 7 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障害者相談員設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市障害者相談員設置要綱（平成 19 年伊賀市告示第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

伊賀市告示第 31 号

伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 11 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市ガイドヘルプ（移動支援）事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第184号）第 6 条第 3 号ウに規定する知的障害者移動介護従業者養成研修（以下「研修」という。）を実施する事業者（以下「研修事業者」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(研修の課程及び方法)

第 2 条 研修の課程は、知的・精神障がい者移動支援従業者養成研修課程とする。

2 研修は、講義及び演習により行うものとし、それらの科目、時間数及び内容は、別表のとおりとする。ただし、緊急時の対応に関する科目等研修事業者が必要と考える科目及び時間数を加えて実施することができる。

(指定の対象となる事業者)

第 3 条 研修事業者の指定（以下「指定」という。）の対象となる者は、法人格を有する事業者とする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者は、この限りでない。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 団体の組織及び運営について明確に規約が定められていること。
- (3) 会計が適切に処理されていること。

(指定の要件)

第 4 条 研修事業者は、研修の事業（以下「研修事業」という。）の実施に当たり、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修事業者は、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修を少なくとも年1回以上継続して実施できること。
- (4) 研修は、原則として講義、演習の順序で行うこととし、別表に掲げる科目ごとにその詳細及び時間数を明示したカリキュラムを作成し、これに基づき実施すること。
- (5) 講義を担当する講師は、学歴、資格及び実務経験等に照らし、別表に定める講師基準に該当する人材が確保されていること。
- (6) 実習を行うのに適当な施設を実習施設としてあらかじめ確保し、適当な実習指導者による指導が行われること。
- (7) 研修のテキストは、研修のカリキュラムに沿った内容のテキストを利用すること。
- (8) 受講生に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則が定められていること。

ア 開講の目的

イ 研修の名称及び課程

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ カリキュラム及び使用する教材

カ 講師氏名及び現職

キ 実習施設

ク 研修修了の認定方法及び免除科目

ケ 募集時期

コ 受講資格

サ 受講定員

シ 受講手続

ス 受講料、実習費等の受講生が負担すべき費用

セ 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取扱い

ソ 研修修了生名簿が伊賀市長に提出され、管理される旨の記載

(指定の申請)

第5条 指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修を受講する者（以下「受講生」という。）の募集を行おうとする日（以下「募集日」という。）の10日前

までに、伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、第6号及び第7号に掲げる書類は、必要に応じて添付するものとする。

- (1) 学則（受講生に配布する内容のもの）
- (2) 研修日程表（様式第2号）
- (3) カリキュラム（科目名、科目を細分化する場合はそのタイトル及びそれぞれに要する時間数を明示したもの）
- (4) 講師氏名、略歴等一覧表（様式第3号）
- (5) 講師就任承諾書（様式第4号）
- (6) 講義室・実習室使用承諾書（様式第5号）
- (7) 実習施設利用計画書（様式第6号）
- (8) 移動支援従業者養成研修実習受入承諾書（様式第7号）
- (9) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）（様式第8号）の実物見本
- (10) 研修事業に係る収支予算書（様式第9号）
- (11) 法人の定款その他の基本約款及び履歴事項全部証明書（法人格を有しない団体である場合は、団体等の会員、組織、運営方法等を記載した会則等）
- (12) 使用するテキスト
- (13) 申請者の資産状況が分かる書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定に関し、必要があると認める書類（指定の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、指定の可否を決定し、その結果を伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定通知書（様式第10号）又は伊賀市移動支援従業者養成研修事業者不指定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（研修の期間）

第7条 研修の期間は、原則として2月以内とする。

（研修修了の認定）

第8条 研修事業者は、受講生の研修の修了を認定したときは、速やかに修了証明書及び修了証明書（携帯用）を当該受講生に対し交付するものとする。

2 研修事業者は、研修の修了の認定に当たり、修了試験を課す等条件を付するときは、

その旨をあらかじめ学則に明記しておかなければならない。

(変更の承認)

第9条 研修事業者は、第5条の規定により申請した研修について、同条第1号から第10号まで及び第12号に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定変更申請書（様式第12号）に同条各号に掲げる書類のうち変更する内容を記入したものを添付して市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が第4条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、これを承認するものとする。

(変更の届出)

第10条 研修事業者は、前条第1項の規定により変更する事項以外の事項を変更しようとするときは、当該変更をする日から10日以内に伊賀市移動支援従業者養成研修事業者変更届（様式第13号）に当該変更の内容が分かるものを添付して市長に届け出なければならない。

(指定の休止、廃止及び再開)

第11条 研修事業者は、第4条第3号に掲げる要件を満たすことができない場合において研修事業を休止し、若しくは廃止し、又は研修事業を再開しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により市長に届け出なければならない。ただし、指定を休止する場合の休止の期間は、2年を限度とする。

(1) 休止の場合 伊賀市移動支援従業者養成研修事業休止届（様式第14号）

(2) 廃止の場合 伊賀市移動支援従業者養成研修事業廃止届（様式第15号）

(3) 再開の場合 伊賀市移動支援従業者養成研修事業再開届（様式第16号）

(研修事業の実施の申請)

第12条 研修事業者は、第5条の規定による申請に係る研修事業の後、新たに研修事業を実施するときは、当該研修事業の募集日の10日前までに、伊賀市移動支援従業者養成研修事業実施申請書（様式第17号）に第5条各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。この項の規定による申請に係る研修事業の後、新たに研修事業を実施する場合についても、同様とする。

(研修事業の実績報告)

第13条 研修事業者は、研修事業が終了したときは、30日以内に伊賀市移動支援従業者養成研修事業実績報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければ

ばならない。

- (1) 伊賀市移動支援従業者養成研修修了生名簿（様式第19号）
- (2) 研修を修了した受講生の研修への出席状況等を記した書類
- (3) 伊賀市移動支援従業者養成研修事業に係る決算（見込）書
（秘密の保持）

第14条 研修事業者は、研修事業の運営上知り得た受講生に係る秘密の保持に留意し、個人に係る情報については適切に管理しなければならない。

- 2 研修事業者は、実習に当たって当該実習を行う施設の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講生を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講生に十分に配慮するよう指導しなければならない。

（研修事業の調査及び指導）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、研修事業者に対し研修事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求め、又は研修事業者の同意を得て実地に調査することができる。

- 2 市長は、研修事業の実施等に関し適当でないと認めるときは、研修事業者に対して改善指導を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定により改善指導を行うときは、改善が認められるまでの間の研修の中止を書面により命ずることができる。

（指定の取消し）

第16条 市長は、研修事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請、届出又は報告を行ったことが判明したとき。
- (4) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったと認められたとき。
- (5) 前条第2項に規定する改善指導に従わないとき。
- (6) 違法な行為をしたことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しをするときは、書面により研修事業者に通知するものとする。ただし、同項第1号に該当することにより取り消すときは、通知を省略することができる。

(聴聞の機会)

第17条 市長は、第15条第3項の規定により研修の中止を命ずるとき及び前条第1項の規定により指定を取り消すときは、当該研修事業者に対して聴聞の機会を与えるものとする。

(関係書類の保存)

第18条 研修事業者は、受講生の研修への出席状況、成績等に関する書類及び研修修了者台帳等研修修了者に関する書類を5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	科目	時間数	内容	講師基準
講義	障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	3	移動の介護に係る制度及びサービスについて理解する。	・社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上） ・障がい福祉関係の施設・事業所管理者又は運営担当者（当該資格取得者としての経験年数1年以上） ・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上） ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者（当該資格取得者としての

				経験年数 1 年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算 5 年以上) ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算 1 年以上) ・その他市長が適当と認める者
	障がい者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の役割、業務及び職業倫理について理解する。	・社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士（当該資格取得者としての経験年数 1 年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算 5 年以上) ・障がい福祉関係の施設・事業所管理者又は運営担当者（当該資格取得者としての経験年数 1 年以上) ・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者又は訪問介護員養成研修 1 級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数 1 年以上) ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修 2 級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修 2 級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数 1 年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算 5 年以上) ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算 1 年以上) ・その他市長が適当と認める者

	知的・精神障がい者の疾病、障がい等に関する講義	4	業務において直面する頻度の高い疾病や障がい等を医学的・実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。	・医師（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上、眼科医師等） ・看護師、准看護師又は保健師（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、理学療法士又は作業療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上） ・その他市長が適当と認める者
	基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	2	移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上）

			・看護師、准看護師、保健師、作業療法士又は理学療法士（当該資格取得者としての経験年数１年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算５年以上） ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修２級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修２級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数１年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算５年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算１年以上） ・その他市長が適当と認める者
障がい者の心理に関する講義	1	障がい者の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	・介護福祉士、臨床心理士又は心理判定員（当該資格取得者としての経験年数１年以上） ・看護師、准看護師、保健師、作業療法士又は理学療法士（当該資格取得者としての経験年数１年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算５年以上） ・精神保健福祉士、社会福祉士（当該資格取得者としての経験年数１年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算５年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算１年以上） ・その他市長が適当と認める者

演習	移動の介護に係る技術に関する演習	6	疑似体験をしつつ、基本的な移動介護の技術を習得する。	・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程、訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・看護師、准看護師、保健師、精神保健福祉士、作業療法士又は理学療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者又は全身性障がい者移動支援従業者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上） ・その他市長が適当と認める者
	合計	19		

伊賀市告示第 32 号

伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 11 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 27 条」の次に「まで」を加える。

第 2 条第 2 号イ中「後援」を「後援する木造住宅耐震診断講習」に、「木造住宅耐震診断講習を受講した」を「木造耐震診断資格者講習を修了した」に改め、同条第 4 号中「（以下「市内建設業者等」という。）」を削り、同条第 5 号中「診断されたもの」を「診断された木造住宅（以下「耐震性のない木造住宅」という。）」に改め、同号イ中「市内建設業者等」を「市内で営業する事業所」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 耐震シェルター設置工事 耐震性のない木造住宅の 1 階部分に地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とした市長が認める構造物（ベッド型シェルターを含む。以下「耐震シェルター」という。）を 1 か所設置する工事

第 4 条中「又は空き家除却工事」を「、空き家除却工事又は耐震シェルター設置工事」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 補助対象事業が耐震シェルター設置工事である場合の補助対象経費は、耐震シェルターの設置に要する経費（事務費を除く。）とする。

第 6 条第 1 項中「額と」を「額（1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）と」に改め、同項第 1 号イ中「50 万円（令和 2 年度以前に耐震補強設計を完了している場合は、60 万円）」を「100 万円」に、「その額」を「100 万円」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同条第 3 項中「及び空き家除却工事それぞれ」を「、空き家除却工事又は耐震シェルター設置工事」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2

伊賀市告示第 33 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設として次の施設を確認したので、同法第 41 条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 21 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 確認の年月日

令和 7 年 3 月 11 日

2 確認を行った特定教育・保育施設

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
社会福祉法人 名張育成会	大山田こども園	伊賀市平田 7 番地	認定こども園 (幼保連携型)

伊賀市告示第 34 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の事業を確認したので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 21 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 確認の年月日

令和 7 年 3 月 11 日

2 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設等の種類	一定の要件を満たしているかどうかの別
社会福祉法人 名張育成会	大山田こども園	伊賀市平田 7 番地	預かり保育 事業	○
			一時預かり 事業	

伊賀市告示第 35 号

伊賀市キャラクター「芭蕉クン」の使用に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市キャラクター「芭蕉クン」の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市が所有するキャラクター「芭蕉クン」(以下「キャラクター」という。)を市民等が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デザイン 別表に掲げるキャラクターの展開デザイン
 - (2) 芭蕉クン使用マニュアル デザインの使用方法等について本市が別に定めたもの
- (使用料)

第 3 条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用承認申請)

第 4 条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、芭蕉クン使用承認申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 企画書、製品見本、広告の原稿等使用する内容が分かるもの
- (2) 申請者の概要が分かる書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 本市の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 不当な利益を得ることを目的として使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 特定の個人又は団体等の売名に利用され、又は利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、使用を承認することが不適當と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によるデザインの使用の承認（以下「使用承認」という。）をする場合において必要があるときは、その使用に条件を付することができる。
- 3 市長は、使用承認をするときは、芭蕉クン使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、使用承認をしないときは、芭蕉クン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該承認を受けた使用目的及び使用方法以外での使用はしないこと。
- (2) 当該承認に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 芭蕉クン使用マニュアルに従って使用すること。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 市長が認める場合を除き、デザインに近接して次に掲げるいずれかの表記を付すこと。

ア 伊賀市「芭蕉クン」

イ 芭蕉クン

- (6) 当該使用に係る物品等の完成品（提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに提出すること。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに芭蕉クン

使用内容変更申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（使用承認の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたことが判明したとき。

(2) 第5条第1項各号に掲げる場合に該当することが判明したとき。

(3) 第5条第2項（前条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により付した条件又は第6条に規定する遵守事項に反するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者その他の者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（デザインの使用期間）

第9条 デザインの使用の期間は、原則として1年以内とし、使用承認に係る通知に記載のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用期間の満了後において引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて第4条の規定による申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用に起因する問題）

第10条 使用者は、デザインの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、デザインの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

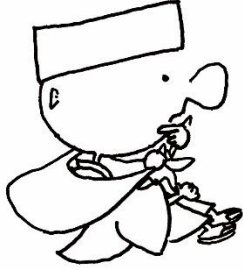
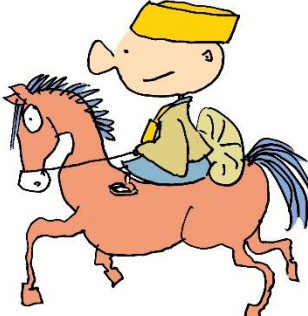
第12条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、別に定める。

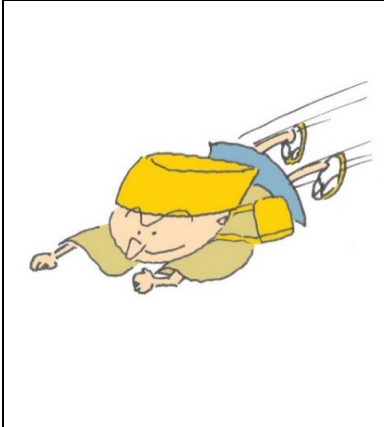
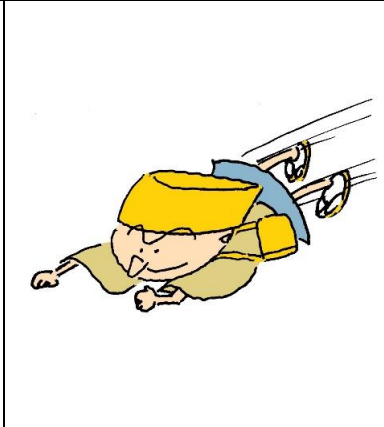
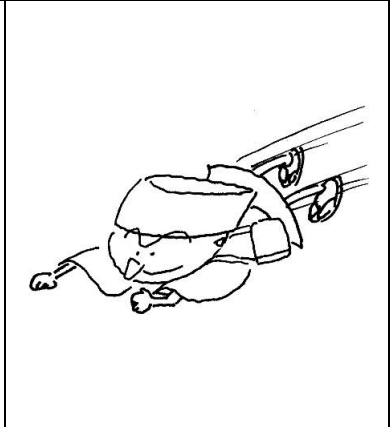
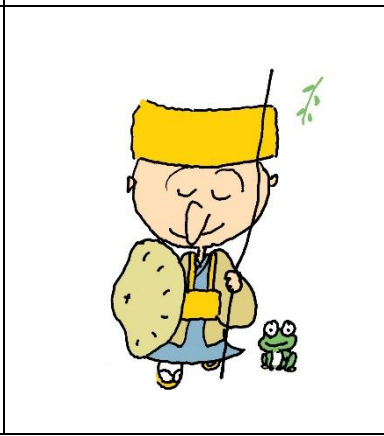
附 則

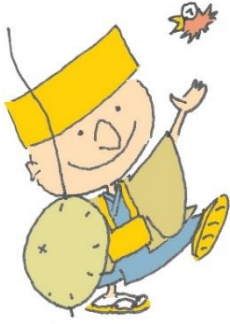
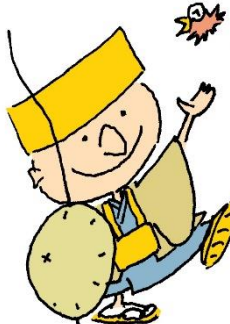
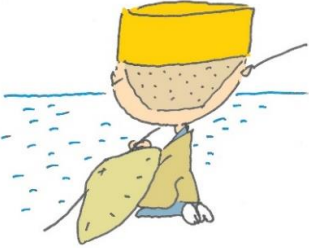
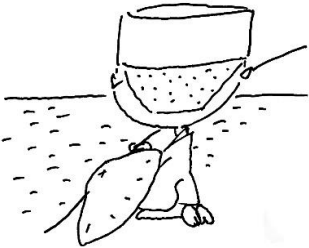
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

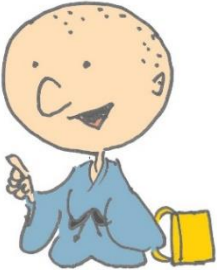
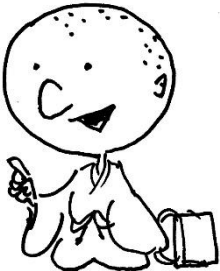
別表（第2条関係）

1-1	1-2	1-3
		
2-1	2-2	2-3
		
3-1	3-2	3-3
		

4-1	4-2	4-3
		
5-1	5-2	5-3
		
6-1	6-2	6-3
		

7-1	7-2	7-3
		
8-1	8-2	8-3
		
9-1	9-2	9-3
		

10-1	10-2	10-3
		
11-1	11-2	11-3
		
12-1	12-2	12-3
		

13-1	13-2	13-3
		

14-1	14-2
	
15-1	15-2
	

伊賀市告示第 36 号

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱（令和 5 年伊賀市告示第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削る。

第 4 条中「添えて」の次に「、年度ごとに当該年度の末日までに」を加える。

別表中「280 円」を「295 円」に、「305 円」を「325 円」に改める。

様式第 1 号中「※補助金の交付は、1 か月当たり 17 食を限度としますので、1 か月当たりの実績食数が 17 食を超えるときは、その月の食数を 17 食として計算してください。」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 37 号

伊賀市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

伊賀市就学援助費支給要綱（令和 5 年伊賀市告示第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書を削り、同項第 2 号中「伊賀市外の」の次に「公立の」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 伊賀市に住所を有する者で、翌年度の初めから公立の小学校に就学予定のもの
第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、生活保護法第 12 条に規定する生活扶助又は同法第 13 条に規定する教育扶助を受給する者に対しては、当該生活扶助又は教育扶助により支弁が行われている費用を除く。

第 4 条第 1 号中「学用品費等（、「、新入学児童生徒学用品費、入学準備金、」及び「、通学費、修学旅行費」を削り、「及び」の次に「宿泊を伴わない」を加え、「。以下同じ」及び「をいう。）」を削り、同条第 3 号中「学校給食費」の次に「(学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項の規定により学校給食を受ける児童及び生徒の保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第 6 号とし、同条中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

(2) 修学旅行費及び宿泊を伴う校外活動費（学校行事として行われる校外活動に係る費用に限る。）

(3) 通学費

(4) 新入学児童生徒学用品費

第 5 条の見出し中「等」を削り、同条中「額及び支給の条件等」を「支給の額」に、「別表の」を「年度ごとに別表の種類の欄及び対象者の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の支給額の欄に定める」に改める。

第6条中「とする」の次に「第2条第1号及び第2号に該当する児童生徒に係る」を加え、「第11条第1項第2号」を「第13条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就学援助費の支給を受けようとする第2条第3号に該当する児童生徒に係る保護者は、伊賀市就学援助費受給申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「前項の規定にかかわらず、教育委員会」に、「ついて」を「対し」に改め、同条第3項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同項ただし書中「教育扶助受給者について」を「前項の規定により教育扶助受給者の」に改める。

第8条第1項中「日が」の次に「4月又は」を加え、「分から」を「以後の認定の期間（以下「支給対象期間」という。）における費用について、別表の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の支給時期の欄及び支給の条件等の欄に定めるとおり」に改め、同条第2項中「教育扶助受給者」を「前条第2項の規定により認定を受けた教育扶助受給者」に改め、「の支給」を削り、「修学旅行費に限り行う」を「就学援助費請求書兼口座振込依頼書（様式第4号）により請求があった日以後において支給する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 伊賀市に転入した者で転入前の市区町村において就学援助費と同等の助成を受けている場合は、就学援助費を重ねて支給しない。

第14条を削り、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「就学援助費」を「第8条第1項及び第2項の規定による就学援助費」に改め、「ものとする」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、就学援助費のうち次の各号に掲げる費用については、受給者に代えて、当該各号に定める者に支払うことができる。

- (1) 第4条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる費用 受給者から就学援助費の受領に係る委任を受けた学校長

- (2) 第4条第5号に掲げる費用 受給者に交付した医療券に表示された医療機関等

第9条第3項を削り、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（区域外就学の児童生徒に対する就学援助の特例）

第9条 区域外就学の承諾を得て他の市町村又は都道府県の設置する小学校又は中学校に

在学する児童若しくは生徒の保護者に対しては、第4条の規定にかかわらず、同条第1項第5号及び第6号の就学援助費の支給は、行わない。

2 他の市町村の区域外就学の承諾を得て本市の設置する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者に対しては、第4条の規定にかかわらず、同条第1号から第4号までの就学援助費の支給は、行わない。

3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、関係市町村との協議により、その内容を調整することができる。

別表を次のように改める。

種類		対象者	支給額	支給時期	支給の条件等
学用品費		小学1～6年生	現に受給者が負担した学用品の額（上限11,630円）	3月（ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時）	年度の途中から認定を受けた場合の学用品費の上限額及び通学用品費の額は、当該額を12で除して得た額に支給対象期間の月数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
		中学1～3年生	現に受給者が負担した学用品の額（上限22,730円）		
通学用品費		小学2～6年生 中学2・3年生	2,270円		
校外活動費	宿泊を伴う	小学1～6年生	校外活動に要する交通費及び見学料の額（上限1,600円）		校外活動実施後に認定を受けた受給者には支給しない。

ないもの	中学1～3年生	校外活動に要する交通費及び見学の額 (上限2,310円)	学校長からの報告に基づき 随時	
	小学1～6年生	校外活動に要する交通費及び見学の額 (上限3,690円)		
	中学1～3年生	校外活動に要する交通費及び見学の額 (上限6,210円)		
修学旅行費	小学6年生	修学旅行に要する交通費、 宿泊費、見学の額その他参加した児童生徒の保護者が均一に負担する費用の額		修学旅行実施後に認定を受けた受給者には支給しない。
	中学3年生			
通学費	児童生徒の居住地から学校までの最も経済的通常の通学距離が片道4km以上で常態として公	通学において利用する公共交通機関に要する費用の額	3月(ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及	他の制度に基づく補助金等を受けている受給者には支給しない。

	公共交通機関を利用している小学 1～6年生		び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時)	
	児童生徒の住居地から学校までの最も経済的通常の通学距離が片道6 km以上で常態として公共交通機関を利用している中学 1～3年生			
新入学児童生徒学用品費	翌年度に小学1年生になる者	57,060 円	3 月	2 月 1 日時点で伊賀市に住所を有する者で、翌学年の初めから公立の小学校又は中学校に就学予定の者に限る。
	小学6年生	63,000 円		
	小学1年生	57,060 円（当該年度の前年度に新入学児童生徒学用品費の支給を受けている場合は、新入学児童生徒学用品費として支給された額を差し引いた額）	7 月	4 月 1 日に認定を受けた受給者に限る。

	中学1年生	63,000 円（当該年度の前年度に新入学児童生徒学用品費の支給を受けている場合は、新入学児童生徒学用品費として支給された額を差し引いた額）	7 月	
医療費	小学1～6年生 中学1～3年生	医療費の額	医療機関からの請求があったとき	事前に学校長から教育委員会へ医療券の発行の申請があったものに限り支給する。
学校給食費		現に受給者が負担した学校給食費の額	3 月（ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時）	

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

様式第4号の次に次の2様式を加える。

【様式第5号】

【様式第6号】

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 38 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権で下記の者を住民基本台帳から消除したので、同施行令第 12 条第 4 項後段の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

氏名	住所	生年月日
福地 成伸	伊賀市上野丸之内 77 番地の 5 メゾンクリザンテーム 407 号	昭和 20 年 9 月 29 日
向井 博	伊賀市緑ヶ丘中町 4250 番地の 3 メゾンヴェルト A103 号室	昭和 25 年 1 月 2 日
春木 恵子	伊賀市上野車坂町 644 番地の 6 町野マンション 21 号室	昭和 30 年 10 月 22 日
須藤 直樹	伊賀市緑ヶ丘本町 1656 番地 第 1 グリーンハイツ 2-03	昭和 31 年 11 月 20 日
佐野 宜政	伊賀市服部町 1151 番地 コーポ服部 201 号室	昭和 31 年 11 月 20 日
新垣 剛志	伊賀市小田町 146 番地の 1 コーポ小田 204 号室	昭和 32 年 2 月 19 日

伊賀市告示第 40 号

伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に直面する市内私立保育園等の運営者に対し、価格上昇分の一部を補助する伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。)第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内の特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)を運営する者とする。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国や県の補助金や助成金等に採択されている経費は、交付の対象としない。

(申請書の様式等)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付申請書(様式第 1 号)に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第 5 条 市長は、規則第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 規則第 7 条第 1 項及び第14条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定による補助金の交

付の決定及び補助金の額の確定の通知は、伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和7年度までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月31日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金額
令和6年4月から令和7年3月までの電気料金の価格上昇相当分	令和6年4月から令和7年3月までの使用量に1kWh当たりの価格上昇相当分1.88円を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。
令和6年4月から令和7年3月までのガス料金（都市ガス）の価格上昇相当分	令和6年4月から令和7年3月までの使用量に1m ³ 当たりの価格上昇相当分19.29円を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。
令和6年4月から令和7年3月までのガス料金（LPガス）の価格上昇相当分	令和6年4月から令和7年3月までの使用量に10m ³ 当たりの価格上昇相当分808.28円を乗じ10で除して得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。
令和6年4月から令和7年3月までの送迎バス燃料費（ガソリン）の価格上昇相当分	令和6年4月から令和7年3月までの使用量に1ℓ当たりの価格上昇相当分14.39円を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

伊賀市告示第 41 号

伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領の一部を改正する告示
伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領（令和 5 年伊賀市告示第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第 20 条第 1 項各号」の次に「(第 5 号を除く。)」を加える。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 42 号

伊賀市女性相談員設置に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市女性相談員設置に関する規程の一部を改正する告示

伊賀市女性相談員設置に関する規程（平成 16 年伊賀市告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市女性相談支援員設置に関する規程

第 1 条の見出し中「及び目的」を削る。

第 1 条中「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 35 条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項」に改め、「、女性の福祉の向上を図るため」を削り、「女性相談員」を「伊賀市社会福祉事務所に女性相談支援員」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（職務）

第 2 条 女性相談支援員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 11 条第 1 項に規定する業務に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 4 条に規定する業務に関すること。

第 3 条中「女性相談員」を「女性相談支援員」に改め、「、社会的信望があり、かつ」を削り、「熱意と識見」を「能力及び専門的な知識経験」に、「もの」を「者」に改める。

第 4 条中「定めのない」を「定めるもののほか、必要な」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 43 号

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号コ中「別記」を「一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されているものであって、別記」に改める。

第 6 条第 8 号を同条第 12 号とし、同条第 7 号の次に次の 4 号を加える。

(8) 補助対象者の住民票の写し

(9) 補助対象者が伊賀市において市税の滞納がない又は課税されていないことを証明する書類

(10) 補助対象者の居住する住宅等に係る登記事項証明書（当該住宅等が既存の住宅等である場合に限る。）

(11) 一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されていることが確認できる書類の写し

様式第 1 号中「(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの」を

「(8) 補助対象者の住民票の写し

(9) 補助対象者が伊賀市において市税の滞納がない又は課税されていないことを証明する書類

(10) 補助対象者の居住する住宅等に係る登記事項証明書（当該住宅等が既存の住宅等である場合に限る。）

(11) 一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されていることが確認できる書類の写し

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

」

に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 44 号

伊賀市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の区域を単位とする社会福祉協議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第109条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会をいう。）が実施する事業の安定的な運営及び充実に図り、もって地域福祉の向上に資することを目的として交付する伊賀市社会福祉協議会運営費等補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第109条第 1 項各号に掲げるもののほか、別表に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とし、慶弔費、懇親会費、交際費等公益的事業に直接関係しない経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 報酬、報償費、人件費、賃金、旅費、需用費（修繕費、燃料費、食糧費（事業に直接必要とされるものに限る。）、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、分担金及び負担金、租税公課費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助額)

第 4 条 補助額は、補助対象経費の合計額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、財源となる収入があるときは、当該収入の額を差し引いた額とする。

(実績報告に係る収支決算書の様式)

第5条 規則第12条第2項第4号に定める補助事業等に係る収支決算書のうち収支内訳書は、その内容が確認できる書類をもってこれに代えることができる。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和11年度までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

対象事業	事業の内容
法人運営事業	(1) 理事会、評議員会の開催 (2) 法人事業の企画及び総合調整 (3) 会員会費制度の普及 (4) 職員の人事、労務及び福利厚生 (5) 法人の会計及び経理 (6) 広報
地域福祉活動推進事業	伊賀市地域福祉計画及び伊賀市地域福祉活動推進計画に基づく事業で、市と協議した事業
その他の事業	次に掲げる事業で、市と協議した事業 (1) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (2) 共同募金事業への協力 (3) 福祉サービス利用援助事業 (4) 成年後見事業 (5) 生活困窮者等の自立の支援に係る事業 (6) ボランティア活動事業 (7) 食事サービス事業 (8) 清流維持管理経費

項の次に次の1項を加える。

- 3 補助対象事業が耐震シェルター設置工事である場合の補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、50万円を上限とする。

第7条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 耐震シェルター設置工事にあつては、設置する耐震シェルターのカタログ等の写し及び設置位置図

第11条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 耐震シェルター設置工事にあつては、施工中及び完了時の写真
様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

- 様式第6号中「(4) その他市長が必要と認める書類」を
「(4) 耐震シェルター設置工事
・工事の施工中及び完了
(5) その他市長が必要と認め

にあつては下記の書類

後の写真 に改める。

る書類 」

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 14 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

外山区

代表者の氏名 服部 仁志

代表者の住所 伊賀市外山 211 番地の 21

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松居 豊

新代表者の氏名 服部 仁志

旧代表者の住所 伊賀市外山 252 番地

新代表者の住所 伊賀市外山 211 番地の 21

3 変更の年月日

令和 7 年 2 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上之庄区

代表者の氏名 植田 義弘

代表者の住所 伊賀市上之庄 1958 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山崎 秀平

新代表者の氏名 植田 義弘

旧代表者の住所 伊賀市上之庄 2085 番地

新代表者の住所 伊賀市上之庄 1958 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 9 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 47 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

